

災害時における福祉人材の派遣協力等に関する協定書

災害時に必要とされる福祉人材を確保するため、静岡県（以下「甲」という。）と静岡県災害福祉広域支援ネットワーク（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）が適用される程度の災害が発生し、かつ、広域的支援が必要とされる場合に、乙による被災地において不足する福祉人材の派遣を実施する際に必要な事項を定める。

（派遣協力の内容）

第2条 乙による派遣協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害発生時に被災自治体における避難所や福祉避難所等へ静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領に定める福祉人材を派遣し、要配慮者等への福祉ニーズへの対応を行う。
- (2) その他、被災自治体から福祉的支援の要請があった場合には、別に協議の上対応する。

（派遣協力等の要請）

第3条 甲は、災害が発生し、前条に掲げる支援の必要があると判断した場合、乙に対して協力を要請し、乙は可能な限りこの要請に応じる。

- 2 前項の規定による要請は、文書をもって行う。ただし、文書をもって要請する時間がない場合には口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付する。

（報告）

第4条 乙は、第2条に掲げる業務を行うために福祉人材を派遣した場合には、その業務内容を甲に報告する。

- 2 乙は派遣した福祉人材に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

（派遣者の身分及び指揮命令）

第5条 乙が派遣する福祉人材の身分は、派遣元の法人等に帰属するものとする。

- 2 乙が派遣する福祉人材に対する現場における指揮命令及び業務に係る連絡調整は、被災自治体及び社会福祉施設等の派遣先の責任者が行う。

（派遣に要する費用）

第6条 乙が第2条に掲げる業務を行うために要した費用（以下、「費用」という。）の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 救助法による救助費の支弁対象となる場合 救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲と被災自治体が協議の上決定する。

（損害補償）

第7条 乙が福祉人材として派遣した者について、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、労働者災害補償保険法の適用がある場合を除き、甲が加入する保険により補償を受けるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成29年 月 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年3月29日

(甲) 静岡県知事 川勝 平太

(乙) 静岡県災害福祉広域支援ネットワーク

代表 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 会長 神原 啓文